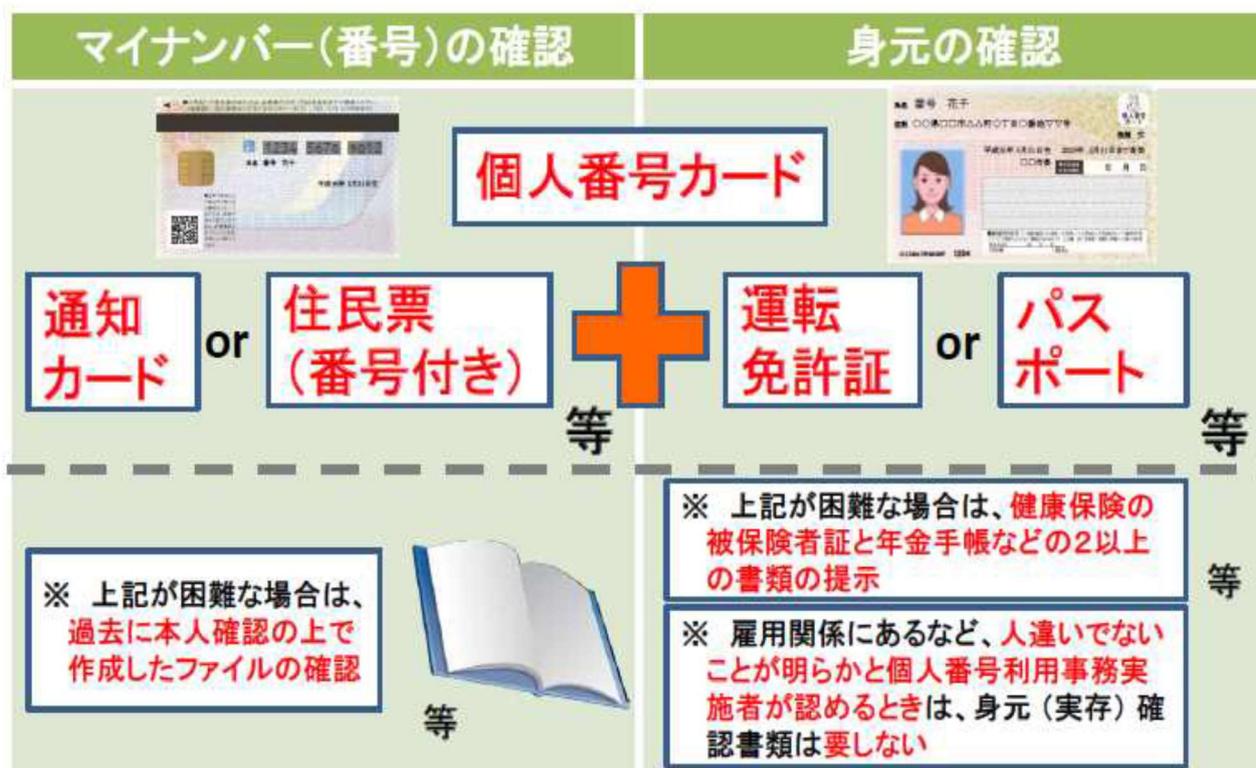


～マイナンバー提出時の本人確認措置について～

マイナンバー（個人番号）の記載にあつたては、他人のなりすまし等を防止するため、厳格な本人確認措置を行うよう、法で定められています。

本人確認措置として、『マイナンバー（個人番号）の確認（記載されたマイナンバー（個人番号）が正しい番号であることの確認）』と『身元の確認（記載されたマイナンバーの正しい持ち主であることの確認）』ができる書類が必要です。

**マイナンバー取得の際の本人確認では、
マイナンバー（番号）の確認と身元確認を行います。**



※なお、マイナンバーカード（個人番号）をお持ちの場合は、同カードで個人番号確認と身元確認の両方が可能ですので、別途身元確認書類を提示していただく必要はありません。

※郵送による提出の場合、紛失防止のため本人確認書類写しを個人番号届出書の裏面にテープなどでしっかり留めて発送してください。

◆個人番号確認書類

原則、次のいずれかのもので個人番号を確認させていただきます。

- マイナンバーカード (顔写真付)
 - 通知カード (顔写真なし・現住所と一致のみ有効)
 - 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
- } 身元確認書類として
使用できません。

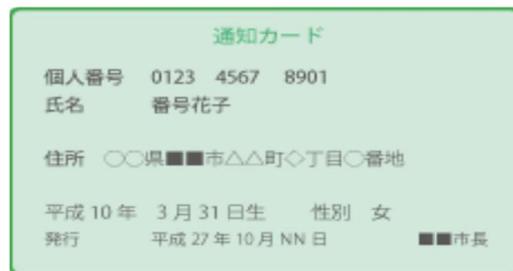
マイナンバーカードの様式について



【おもて面】



【うら面】



注) 郵送による提出の場合は、マイナンバーカードは必ず両面の写しを添付して下さい。

◆身元確認書類

原則、次のもので身元を確認させていただきます。

1点の提示で確認できるもの (顔写真付)

- マイナンバーカード (顔写真付・プラスチック製)
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券 (パスポート)
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保険福祉手帳
- 療育手帳
- 在留カード
- 顔写真付きの公的証明書

2点以上の提示で確認できるもの (顔写真なし)

- 公的医療保険の被保険者証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 顔写真がない身分証明書または資格証明書、社員証、学生証、税金または公共料金の領収証、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し (謄本・抄本)、母子健康手帳、源泉徴収票など